

高額な入院費や治療費の 立替払いを回避するには？

Q

入院・手術を予定している従業員がいます。約1ヶ月間の入院になるため、療養費が高額になりそうです。「高額療養費」を請求するにしても、一旦は費用を立て替える必要があるため、従業員の負担が大きくなります。その負担を減らしてあげられる方法がありますか？



A



負担を減らす方法があります。

事前に「**限度額適用認定証**」を申請しておくことで、自己負担限度額^{*1}までの立替払いで済みます。

*1：自己負担限度額とは、多額な医療費を負担しなくて済むように、標準報酬月額（適用区分）によって定められた金額のことです。

胃ガンで25日間入院し、医療費が100万円の場合

（所得区分：標準報酬月額28万円～53万円未満の場合）

通常

最終的な自己負担額は一緒だけど…

おすすめ

高額療養費制度を利用する場合

入院・手術

3割(30万円)を支払う(一時的に立て替えが発生)

協会けんぽから自己負担額である87,430円を超えた212,570円が払い戻される

限度額適用認定証を利用する場合

限度額適用認定申請書を提出する

協会けんぽから限度額適用認定証が交付される

入院・手術

自己負担限度額である87,430円のみを支払う

ご相談ください



労使トラブル、助成金・給与計算でお困りのことがあれば、お気軽にお問い合わせください。